

## 石川県津幡町 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

津幡町は、石川県のほぼ中央に位置し、県庁所在地の金沢市、かほく市、富山県小矢部市等と隣接し、古代から加越能の分岐点であり、交通の要衝として栄えてきた町である。特に金沢市からは電車で約10分、中心市街地までは車で約20分であり、金沢市への通勤率は44.5%（令和2年国勢調査）と非常に高く、金沢市のベッドタウンといえる。人口・世帯数とも堅調に増加してきたが、近年は出生数や流入人口が減少傾向にある。

主な産業は、建設業、卸売・小売業及び製造業であり、当該3業種が全事業所の約5割を占めており、かつ、町内の全従業者数の5割超も占めているが、近年は事業所数も減少傾向にある。津幡町としても積極的に優良企業の誘致を推進しているが、町の保有管理する工業団地が平成29年度には完売となったことにより、新たに進出又は町内で拡充を希望する企業への早期の対応が困難な状態であった。

このような中、津幡町では新たな工業団地を造成するとともに、事業所等の新設、増設又は移設に対する助成制度の見直し等、町外からの進出企業のみならず、町内中小企業者の増設及び移設に伴う設備投資に対する支援制度も拡充する措置を講じているが、さらなる事業基盤の拡大及び今後の後継者や人手不足への取組みについても、支援していくことが喫緊の課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、町内の中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、生産性の向上並びに事業基盤の拡大、及び後継者や人手不足への取組みに繋げ、町内での企業活動の継続、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

津幡町の産業は、建設業、卸売業、小売業、製造業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現す

る必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

津幡町の産業は、駅周辺、平野部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

津幡町の産業は、建設業、卸売業、小売業、製造業と多岐に渡り、多様な業種が津幡町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。